

書類審査

令和元年度 スポーツ少年団運営補助金

評価表 NO.

54

所管部課名	スポーツ課	担当者	瀬戸山 亮平					
事務事業名	競技スポーツ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要綱、スポーツ少年団運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	1,750千円	千円	1,750千円	千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	スポーツ少年団登録団体数	60	令和6年度					
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市スポーツ少年団本部							
補助対象経費	青少年の健全育成及び体力の向上に要する経費（事務費、事業費）							
補助対象事業・活動の内容	青少年の健全育成及び体力の向上を図る（リーダー研修会、交歓交流大会、国内交流事業）							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	令和元年度 1,750千円							
上記項目の積算方法	全体事業費から補助金額を算出							
補助を受ける3カ年の事業（団体状況）等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	902,622	22.3%	864,281	25.9%	857,212	20.5%
		会費収入	861,200	21.3%	824,300	24.7%	812,400	19.5%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	41,422	1.0%	39,981	1.2%	44,812	1.1%
		市補助金	2,350,000	58.2%	1,850,000	55.4%	2,450,000	58.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	786,022	19.5%	626,813	18.8%	869,578	20.8%
	計	4,038,644	100.0%	3,341,094	100.0%	4,176,790	100.0%	
	支出	事業費	1,426,435	35.3%	486,612	14.6%	1,368,169	32.8%
		人件費	1,045,244	25.9%	1,062,284	31.8%	1,089,717	26.1%
		その他事務費	940,152	23.3%	922,620	27.6%	908,525	21.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	626,813	15.5%	869,578	26.0%	810,379	19.4%
	計	4,038,644	100.0%	3,341,094	100.0%	4,176,790	100.0%	
		支出計/前年度支出計			82.7%		125.0%	
		自己資金/前年度自己資金			95.8%		99.2%	
	翌年度繰越金/市補助金	26.7%		47.0%		33.1%		
	交付件数	1		1		1		
	成果指標の推移①	54		53		53		
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 ・スポーツ少年団の優位性を周知し、加入促進を図りたい。</p> <p>【前回評価への回答】団員の加入促進に努める</p> <p>【事業のPR方法】市広報紙での団員募集、案内文書の送付</p> <p>【費用対効果】スポーツを通して交流事業等を行い、青少年の健全育成に寄与している</p> <p>【補助事業以外の事業】各単位団による自主活動</p> <p>【その他】登録料のみでは、青少年の健全育成が図れる交流事業の実施が困難であるため、引き続き補助金を継続したい。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各種交流事業等を通して、市内のスポーツ少年団はもとより、県外のスポーツ少年団との親善交流が図られ、心身ともに健やかで豊かな人間性を備えた青少年の育成に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	スポーツ少年団の基本理念に則り、団活動の活性化と組織の充実、並びに指導者及び母集団の資質向上に取り組んでおり、補助が必要である。また、甌地域からの参加については、旅費の一部補助を行っている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	幼少期からスポーツを正しく実践することにより、精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できる。また、将来に向かって自分を見失わず、力強く生き抜く力を持つことは、市民ニーズに合致しており、幼少期の育成が適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	スポーツ少年団の意義から、行政以外が行う方が適切であると認められる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	会費収入は登録料としてほとんど県に支出している。青少年育成の観点で、交歓交流事業を継続するには、補助金等の交付が最も妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	事務費は人件費と県への会費納入がほとんどであり、事業対象経費は、交歓交流事業等の事業費であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 青少年の健全育成及び体力の向上に必要不可欠なことから、今後も継続する。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

スポーツ少年団運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるスポーツ少年団運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 スポーツ少年団運営補助金の交付を申請したスポーツ少年団本部が実施する事業は、青少年の健全育成及び体力の向上を図るものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 スポーツ少年団運営補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 スポーツ少年団運営補助金は、青少年の健全育成及び体力の向上に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

(1) 事務費

- ア 賃金
- イ 報償費
- ウ 旅費
- エ 需用費
- オ 役務費
- カ 使用料及び賃借料
- キ 負担金補助及び交付金

(2) 事業費

- ア 派遣助成費
- イ 研修費
- ウ 専門部補助費

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 スポーツ少年団運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 スポーツ少年団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にスポーツ少年団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 スポーツ少年団は、補助事業等が完了したときは、直ちに規則第15条に定める補助金等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第8条 スポーツ少年団運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 スポーツ少年団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。